

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく処分基準

令和8年3月24日制定

1 目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に係る不利益処分の実施にあたって、どのような不利益処分にするかについての判断基準をあらかじめ明確にすることで、判断過程の透明性の確保を図り、不利益処分が適正に行われることを目的として本基準を定める。

2 定義

本基準において使用する用語は、法において使用される用語の例による。

3 不利益処分の種類

本基準における不利益処分の種類及び定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の停止命令 法第51条第1項、法第58条第1項又は法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定により、関連事業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。
- (2) 事業の登録の取消し 法第51条第1項又は法第58条第1項の規定により、引取業者又はフロン類回収業者の登録を取り消すこと。
- (3) 事業の許可の取消し 法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定により、解体業者又は破砕業者の許可を取り消すこと。

4 不利益処分の基準

- (1) 引取業者又はフロン類回収業者に対する事業の停止命令及び事業の登録の取消しの基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 解体業者又は破砕業者に対する事業の停止命令及び事業の許可の取消しの基準は、別表2のとおりとする。

なお、他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたことによって法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。）に該当するに至った者に対する不利益処分は、当該違反行為に対応する別表2の処分内容とする。

5 加重・軽減事由

- (1) 4(1)及び(2)の事業の停止命令について、次の各号のいずれかに該当する場合には、停止日数の上乘せ又は登録若しくは許可の取消しをすることができる。
 - ア 違反行為が、結果として生活環境保全上の支障を生じさせ、又は生じるおそれのある状況を招いたとき。
 - イ 違反行為を繰り返す又は継続する、過去にも処分を受けた等、これまでの経過に悪質性が認められるとき。
 - ウ その他加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。
- (2) 4(1)及び(2)の事業の停止命令について、次の各号のいずれかに該当する場合には、停止日数を軽減することができる。
 - ア 違反行為の後、適切な是正措置を講じ生活環境の保全に努める等、情状酌量の余地のあるとき。
 - イ その他軽減するに足りる相当の理由があるとき。
- (3) 複数の違反行為がある場合は、原則として最も重い違反行為についての停止日数を適用する。ただし、5(1)各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの違反行為の加重前の停止日数の合計と、最も重い違反行為についての加重後の停止日数を比較し、多い方の日数を基本とし、個別の状況を加味して適用する。

6 公表

不利益処分を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 不利益処分を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 不利益処分の内容
- (3) 不利益処分を行った理由

別表 1 引取業者又はフロン類回収業者に対する不利益処分の基準

処分の要件	処分内容
1. 法第51条第1項第1号又は第58条第1項第1号： 不正の手段による登録（第138条第2号）	登録取消し
2. 法第51条第1項第2号又は第58条第1項第2号： 登録基準不適合	登録基準に適合するまでの間 事業停止
3. 法第51条第1項第3号又は第58条第1項第3号： 欠格要件に該当	登録取消し
4. 法第51条第1項第4号又は第58条第1項第4号： 違反行為	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第137条） ・無登録・無許可営業 （第138条第1号又は同条第4号） ・事業停止命令違反（同条第3号） ・引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反 （第139条第2号） ・移動報告に関する命令違反（同条第2号） 	登録取消し
<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 （第140条第2号） ・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第3号） ・立入検査拒否・妨害・忌避（同条第4号） 	事業停止30日
<ul style="list-style-type: none"> ・標識の表示義務違反（第143条第2号） 	事業停止10日

※ 罰則がある場合はかっこ書きで記載

別表2 解体業者又は破砕業者に対する不利益処分の基準

処分の要件	処分内容
<p>1. 法第66条第1号：違反行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (第137条) ・無登録・無許可営業 (第138条第1号又は同条第4号) ・事業停止命令違反(同条第3号) ・破砕業の無許可変更(同条第6号) ・引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反 (第139条第2号) ・移動報告に関する命令違反(同条第2号) 	<p>許可取消し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全部利用者への引渡し書面の保存義務違反 (第139条第1号) ・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (第140条第2号) ・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告(同条第3号) ・立入検査拒否・妨害・忌避(同条第4号) 	<p>事業停止30日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・標識の表示義務違反(第143条第2号) 	<p>事業停止10日</p>
<p>2. 法第66条第2号：不正の手段による許可 (第138条第5号)</p>	<p>許可取消し</p>
<p>3. 法第66条第3号：許可基準不適合</p>	<p>許可基準に適合するまでの間 事業停止</p>
<p>4. 法第66条第4号：欠格要件に該当</p>	<p>許可取消し</p>

※ 罰則がある場合はかっこ書きで記載